

東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針

の変更（東京都決定）について

1 位置付け

住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条に基づく方針であり、これを都市計画法第7条の2の規定により東京都が独立した都市計画として定める。（前回改定：平成21年3月）

良好な住宅市街地の開発整備を図るための
長期的かつ総合的なマスタープラン

2 策定の目的

- 住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施する
- 民間の建築活動等を適切に誘導する 等

3 策定の主な効果

- (1) 住宅まちづくりの推進に向けた、都民、民間事業者、行政等の適切な誘導
- (2) 都市計画制度の円滑な適用
- (3) 住宅まちづくり事業と都市計画制度の総合的、一体的な展開

4 重点地区の選定

住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき地区を「重点地区」として選定する。（「東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針 位置図」参照）

5 今後の改定スケジュール

平成 26 年 10 月	【都】区市町への案の意見照会（都市計画法第18条）
↓	【区】 <u>大田区都市計画審議会付議（今回）</u>
	【都】案の縦覧（都市計画法第17条）
	【区】意見を東京都へ回答
	【都】東京都都市計画審議会付議
平成 26 年度末	【都】都市計画決定・告示